

広島県告示第七百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十四年九月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
呉市医師会あさひ診療所	呉市朝日町一九番一九号	平成二十四年六月一日
呉市医師会 訪問看護ステーション	呉市朝日町一九番一九号	平成二十四年六月一日
因島医師会訪問看護ステーション	尾道市因島中庄町一九五五番地	平成二十四年五月一日
ジオ薬局府中店	府中市府川町一〇〇―一七番地	平成二十四年七月一日